

鉱山保安推進協議会

設立趣意書

平成25年4月16日

本年3月に策定された第12次鉱業労働災害防止計画においては、「主要な対策事項七―国及び鉱業関係団体の連携・協働―」を推進するため、「鉱業関係団体は、鉱業権者のニーズを踏まえ、民間資格制度（保安管理マスター制度）の創設、運用を始めとした自主保安体制強化のための支援等、災害防止のための活動を積極的に実施するものとする。」と記載された。

これを受け、日本鉱業協会、石灰石鉱業協会、天然ガス鉱業会、一般財団法人石炭エネルギーセンター及び鉱業労働災害防止協会は、鉱種横断的な連絡会組織として、「鉱山保安推進協議会」を設立することとし、協議会においては、意見交換等を行うとともに、各団体の総意を得た活動については、協議会の名称の下にその活動を行うこととする。

【参考：第12次鉱業労働災害防止計画における「主要な対策事項七」の記載】

七 国及び鉱業関係団体の連携・協働による保安確保の取組

国は、外部専門家を活用した保安指導を実施するとともに、鉱山労働者等を対象とした各種研修及び災害情報の水平展開等の充実に取り組むものとする。

鉱業関係団体は、鉱業権者のニーズを踏まえ、民間資格制度（保安管理マスター制度）の創設、運用を始めとした自主保安体制強化のための支援等、災害防止のための活動を積極的に実施するものとする。

両者は、それぞれの活動が有機的に機能し、保安レベルの継続的な向上につながるよう連携・協働を促進するものとする。特に、中小零細規模の鉱山に対してはニーズに応じてきめ細やかな支援を実施する等、一定の配慮を行うものとする。

以上